

大府市鳥獣被害防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物等への被害防止対策を推進するため、農業者が行う鳥獣被害防止資材の購入に係る経費、有害鳥獣(農作物等に被害を与える鳥獣をいう。以下同じ。)の処分に係る経費及び野生鳥獣による農作物等への被害防止対策に係る経費の一部を予算の範囲内において交付する鳥獣被害防止対策補助金(以下「補助金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、野生鳥獣による農作物等への被害を防止するために必要な資材を購入する事業(以下「鳥獣被害防止資材購入事業」という。)、捕獲した有害鳥獣を処分する事業(以下「有害鳥獣処分事業」という。)及び野生鳥獣による農作物等への被害を防止するために必要な対策を委託する事業(以下「鳥獣被害防止対策委託事業」という。)とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

鳥獣被害防止資材購入事業及び鳥獣被害防止対策委託事業 市内の農地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。)に所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者又は権利を有する者で構成する団体

有害鳥獣処分事業 市内において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づく許可を受けた者(捕獲を生業としているものは除く。)又は当該許可を受けた者に対し有害鳥獣の捕獲を依頼した者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとし、予算で定める額の範囲内において交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

同一の事業において、補助金の交付申請年度に国、県その他の補助金等の交付を受けたもの

過去5年度以内に補助金の交付を受けた農地に設置するもの(有害鳥獣処分事業は除く。)

その他市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

(交付の申請及び決定)

第5条 鳥獣被害防止資材購入事業又は鳥獣被害防止対策委託事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を実施する前に、規則に定める補助金等交付申請書

に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

補助対象事業を実施する農地の位置図、配置図及び計画図
写真等の事業実施前の状況を確認できる資料
見積書、カタログ等の補助対象経費を確認できる資料
販売農家であることが分かる書類（販売伝票等）

2 補助金の交付の申請は、1事業者当たり1年度につき1回限りとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、申請書の内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則に定める補助金等交付決定通知書により当該申請をした者に通知する。

第6条 有害鳥獣処分事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、有害鳥獣を処分した日から起算して30日を経過した日又は処分した日の属する年度の3月31日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）のいずれか早い日までに大府市鳥獣被害防止対策補助金（有害鳥獣処分事業）交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

法第9条第7項に規定する許可証
領収書等の補助対象経費の支払いを証する資料
処分頭数が確認できる資料（捕獲写真等）

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、交付申請書兼実績報告書の内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、規則に定める補助金等交付決定通知書により当該申請をした者に通知する。

（実績報告書）

第7条 第5条第3項の規定による通知を受けた補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

補助対象事業を実施した農地の位置図及び配置図
写真等の事業実施後の状況を確認できる資料
領収書等の補助対象経費の支払いを証する書類

（補助金の交付）

第8条 市長は、交付申請書兼実績報告書又は前条の規定による補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者の請求により補助金の交付をするものとする。

（財産の管理）

第9条 鳥獣被害防止資材購入事業に係る補助対象者は、補助対象事業により設置した防鳥網等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又はこれに準ずる期間の存する間は、適切に管理しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の

決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

法令又は本要綱に違反したとき。

偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1	鳥獣被害防止 資材購入事業	<p>補助対象者が農作物を販売する目的で作付し、及び管理する農地において、有害鳥獣による被害を防止する目的で設置する以下の資材の購入費</p> <p>1 鳥獣の侵入防止のための防鳥網、テグス、ネット、金網、ステンレスワイヤ等（福祉事業所へ設置を委託する場合は、その費用も含む）</p> <p>2 電気柵（電線及びアース線を含む。）</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内（福祉事業所へ設置を委託する場合は、補助対象経費の3分の2以内） （限度額10万円）</p>
2	有害鳥獣処分 事業	<p>有害鳥獣（ハクビシン、アライグマ、タヌキ及びヌートリアに限る。）捕獲後の処分に要する費用</p>	<p>補助対象経費 （限度額4,000円/頭）</p>
3	鳥獣被害防止 対策委託事業	<p>補助対象者が農作物を販売する目的で作付し、及び管理する農地において、有害鳥獣による被害を防止する目的で委託する鷹匠による有害鳥獣追払い費用</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内 （限度額20万円）</p>